

- and the Political Past in Indonesia*. Durham: Duke University Press.
- Reeve, David. 1985. *Golkar of Indonesia: An Alternative to the Party System*. Singapore: Oxford University Press.
- Robinson, Geoffrey B. 2018. *The Killing Season: A History of the Indonesian Massacres, 1965–66*. Princeton: Princeton University Press.
- Wolters, O. W. 1999. *History, Culture, and Region in Southeast Asian Perspectives*. Rev. ed. Ithaca: Southeast Asia Program Publications, Southeast Asia Program, Cornell University.

道上史絵. 『技能実習生と日本語のリアル——これからの外国人労働者受け入れ制度と日本語教育のために』大阪大学出版会, 2024, v+350p.

厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況まとめによれば、2025年10月時点、日本で働く外国人労働者は約257万人。そのうちベトナム人労働者は約60万人と4分の1近くを占め、国籍別で最多となっている。そして本書の対象である技能労働者（技能実習生及び特定技能人材）は約35万人（ベトナム人労働者約60万人の約58%）である。著者は日本語教育の専門家であり、通訳ができるほどベトナム語に通じている。

本書の起点は、2016年ごろ、著者に通訳の依頼が増え、技能実習生の苦境、日本社会の暗部を知ったことだという（p. 345「あとがき」）。本書は、2018年の予備調査後の本調査をまとめた博士論文を基に刊行された。また、著者の指導教員、真嶋潤子編著『技能実習生と日本語教育』（大阪大学出版会、2021年）の姉妹本と位置づけられている。

本書の目的は「明日教室で使える日本語教育のノウハウを提供することではない。本研究が目指すのは、社会の中で日本語教育を捉えるために、日本で働きそして学ぶ（もしくは学ばない）当事者の実態調査を行い、その上で彼らに対する日本語教育のあり方を考えることである」（p. 46）という。当事者の実態調査は以下の4つである。

- 調査1（第4章）：技能実習生の来日背景を明らかにするための量的調査（来日前）
- 調査2（第5章）：技能実習生の日本語学習実態を明らかにするための質的調査（実習中）
- 調査3（第6章）：技能実習以後の人生の展開に焦点を当てた質的調査（実習以後）
- 調査4（第7章）：就労場面のやり取りを分析する質的調査

本書が踏まえている先行研究は「日本語教育学分野の研究」と「技能労働者に関する社会科学分野の研究」である。このうち日本語教育学分野の書評は既に存在する[吹原 2025; 牲川 2025]が、社会科学分野は見当たらないので、この書評では社会科学分野の研究に的を絞り、本書の意義として以下4点をめぐる実態解明と現状批判を挙げる。第1に「なぜ日本語学習をしないのか？／日本語学習をすべきなのか？」、第2に「なぜ周囲と関わりをもとうとしないのか？／日本社会はどう関わるべきなのか？」、第3に「特定技能を中核とする政策転換後に必要なこと」、第4に「就労場面の『ことば』のやり取りが示唆すること」、である。なお、評者は文化人類学のアプローチからベトナム人介護技能労働者を調査している。日本語教育学は専門外であるが、ベトナム人介護技能労働者の日本語教育について日本語教育学の専門家（著者もその一人）との共同研究もしている。

なぜ日本語学習をしないのか？／ 日本語学習をすべきなのか？

著者は量的調査（第4章）に基づき次のような実態を浮き彫りにした。来日前の候補生は日本語学習と多様な学びを期待している。しかし、来日後の実習生の多くがその意欲を失っている。さらに質的調査（第5章）に基づき、その背景に次のような現実があることを明らかにした。借金を返済した後、家族への送金や帰国後の人生に向けた経済資本を獲得するためには残業する必要もあり、日本語や多様な知識・技能を学ぶような精神的肉体的な余裕をもてない。来日前の期待ほど、日本人は親切ではなかった、というアンケート結果も示されている。技能実習2号修了時（来日2年10

カ月以上)でも日本語をほとんど話さないヴァンさんのケース (p. 210) は、評者には一つの典型例のように思われる。

そして本書は、そもそも帰国する前提の「還流型」受け入れで、日本語教育が重要視されてこなかったことを批判している (p. 40「本書の問題意識」)。技能実習生に与えられる日本語学習期間は通常、来日前に送り出し機関で6カ月間、来日後に約1カ月間、合計で7カ月間のみである。それ以降は本人の自助努力となっている。問題の多い技能実習制度を廃止し、2027年度から始まる育成就労制度をめぐる有識者会議にも、日本語教育の専門家は呼ばれなかった。このように依然として日本語教育が重要視されない状況に日本語教育業界は「その流れに抗うことなく、追従してきた」のではないかと著者は厳しい目を向けている (p. 32)。この点に関して評者には次の場面が思い出される。昨年 (2025年)、日本語教育関係者のグループワークに参加した。ある日本語学校の校長が、殆どの日本語教師は (留学生ではない) 技能労働者の日本語教育には興味がない、と明かした際、地域日本語教室のボランティアが驚いた表情を浮かべていた。

では、技能労働者は日本語学習すべきなのだろうか？ 法学者でベトナム人労働者の支援に取り組む齊藤 [2023] は、技能労働者が自分を守ることができるように日本語能力試験の合格を来日の必須要件にすべきだと主張するが、著者はどのような日本語能力が必要で、どのように実現するかという問題こそを議論すべきだという。また著者は、技能実習生の日本語学習に関する先駆的な研究である落合 [2010] について、日本語を学ぶことが技能実習生の「良い例」だという落合自身の価値観が反映されていると一線を画している。これらに対して著者は、日本語学習は権利として保障される必要はあるが義務づけられるものではなく、日本語学習をしない権利も保障される必要があることを主張する。日本語学習への「投資」 (p. 143) という視点をもつ著者の立場からすれば、技能労働者が、何に対して自分の資本と時間を投じるかは、あくまで本人の自由だということになるだろう。

この著者の立場に評者も軌を一にする。実際にベトナム人介護技能労働者が働きながら介護福祉士国家試験に合格するのは生易しいことではなく、そのために多くの資本 (例えばオンライン対策講座に10万円) と時間を投じている。また生活や就労のためであれば日本語に不自由を感じない人が多い。このような状況から、日本語学習をしない人は少なくない。そしてそれは、評者には合理的で現実的な判断だと思われる。なお本書における「(日本語) 学習」の定義は、「意識的に行われた学習活動」であって「日々の活動を通じて言語が身についていく場合」は含まれていない (p. 8)。

なぜ周囲と関わりをもとうとしないのか？／ 日本社会はどう関わるべきなのか？

技能実習生の不法滞在は制度に起因することを論証した加藤 [2019] は、非正規滞在にならないために「社会的関係」の構築や「(第三者の) 適切な介入」が必要だと論じている (p. 60)。これに対して本書は、彼らが必ずしも積極的に日本社会や周囲と関わりをもとうとしない理由と状況について明らかにしている。

第1に、在留資格「特定技能」(後述) が創設された2019年の政策転換の以前は、技能実習生が日本に長期滞在することはできなかった。そのため技能実習生の多くにとっては、帰国後のベトナム社会こそが自らが生きていく「想像の共同体」 (p. 143) とならざるを得ない。かくして、技能実習生の日本語学習への「投資」はしばしば、積極的に日本社会と関わるよりは、日本語能力試験 (JLPT) の合格証書を取得することに向けられる。日本語能力の証明は、帰国後に送り出し機関で日本語を教える仕事を得たり、現場のワーカーではなく頭を使う「事務所の職員 (nhân viên văn phòng)」になったりするのに役立つからである。

第2に、本書では、インターネット上の日本語学習方法の多様化に伴い、学習の孤立・自立が進んでいる状況が明らかにされている (p. 200)。評者の解釈では、この状況は、日本政府が技能労働者の日本語学習環境としてボランティアによる地域日本語教室で対応しつつ、地域日本語教室のない地方も少なくないことからインターネット上

に学習ツールを整備してきたことが招いた予期せざる結果とも捉えられる。

また本書は、地域日本語教室でボランティアをする日本人を増やすことが多文化共生推進につながるとする山田〔2003〕の議論を引用している。これに対して著者が注意を促すのは、母語である日本語を教える日本人が日本語学習者に関わる際の「心的態度」である。著者も引用しているが、——実習生が「はい」と言うので、てっきり理解していると思っていたら本当は理解していなかった。なぜ「わからない」と言わないのかがさっぱりわからず困っている——、という言説はよく耳にするものである。これについて著者は、次のような実習生の貴重な語り（実習生がベトナム語で著者に話した内容）を掲載している。「(略) 我慢ならない、と嫌な顔をする人もいます。何度も言われたら、私達だって傷付きますよ。お前は馬鹿か、どうかしたのか(と思われているみたいです)」(p. 257)。しかしながら、本書で分析した就労場面の場合（第7章）、実習生は気兼ねなく「わかんない」と言うことができている。さらに日本人の同僚が実習生の意見（部分的な日本語表現であるが）に耳を傾け、実習生が自尊心を得ている様子が窺える。著者は、現場の日本人のこうした「心的態度」から学ぶべきものが多いという。

特定技能を中核とする政策転換後に必要なこと

深刻化する人手不足を補うべく、2019年以降、長期滞在を可能とする特定技能制度を中核とする政策転換が行われた。この政策転換の影響として、収入増、職業選択の自由、生活面の自由などメリットだけではなく、失業状態が続くヴァンさんのケースのように（p. 232）、日本語能力が低いことで不利益を被ることを自己責任とするリスクが高まる恐れがあると論じる（第6章）。このリスクに対して著者は、多言語対応の推進と並行して、韓国とドイツのように日本でも技能労働者の日本語学習を法的に保障することを主張する。ただ、韓国とドイツの事例が制度の紹介に留まっており、この主張に十分な論拠が示されているとはいえない。政策上の重要な論点であるため、今後、議論の補強が望まれる。

就労場面の「ことば」のやり取りが示唆すること

就労場面では、日本語能力試験（JLPT）の能力とは異なり、言葉以外にも多様なリソースがブリコラージュされる「ことば」のやり取りによって必要なコミュニケーションが十分に成立している様子が描き出されている（第7章）。評者はこの場面に目からウロコが落ちる思いがした。評者は以前、ある調査研究事業の委員であった。その事業の一環として、介護分野の技能実習における日本語要件（来日時 JLPT の N4）の見直しが必要か否かをめぐって全国の受け入れ施設や法人を対象としたアンケート調査が実施された。調査結果は JLPT の N3 に引き上げるべきだという意見もあるが、N4 のままで十分だという意見も多かった。後者の意見の背景には、本書が批判するように、人権よりも経済を優先する論理もあるだろう。一方で、就労現場では N4 で十分という現実があることが第7章の分析から窺えるのである。そしてこれまでこのような分析はほぼ手付かずであった。つまり、上述の有識者会議に日本語教育の専門家が呼ばれない理由の1つとして、技能労働者に関する日本語教育研究の蓄積が乏しいことが考えられるのである。

最後に、ベトナム人技能労働者研究への本書の貢献は、ベトナム人技能労働者の側から、日本語を学ぶ（もしくは学ばない）合理的な理由とその構造的背景を具体的かつ実証的に描き出した点にあると考える。その意味において本書は、ベトナム人技能労働者に関する内在的理解に基づき、日本語教育のあり方の再考を力強く主張した地域研究者による研究書としても捉えられるだろう。

（比留間洋一・静岡大学国際連携推進機構）

参考文献

- 吹原 豊. 2025. 「できることはすべてやった——清々しい正義感に基づくソリッドな研究成果」『図書新聞』2025年6月21日。
- 加藤丈太郎. 2019. 「ベトナム人非正規滞在者・留学生・技能実習生へのケーススタディ——ベトナム人を『合法』と『不法』に分かつのは何か」『アジア太平洋研究科論集』第38号：

35-53.

落合美佐子. 2010. 「外国人研修生・技能実習生の生活実態と意識——語りの中から見えてくるもの」『群馬大学国際教育・研究センター論集』第9号：51-68.

斉藤善久. 2023. 「外国人労働者政策の針路 転職・転籍の制限、一切やめよ」『日本経済新聞』2023年11月22日. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD137DA0T11C23A1000000/> (2026年4月10日閲覧).

牲川波都季. 2025. 「実態調査の成果を社会統合政策へ活かすために」『社会言語学』XXV号：213-230.

山田 泉. 2003. 「第1章 日本語教育の文脈を考える」『人間主義の日本語教育』岡崎洋三；西口光一；山田泉（編著），9-43 ページ所収. 東京：凡人社.

林 英一. 『残留兵士の群像——彼らの生きた戦後と祖国のまなざし』新曜社, 2023, 344p.
林 英一. 『南方抑留——日本軍兵士、もう一つの悲劇』新潮選書. 新潮社, 2025, 236p.

本稿が取り上げる二冊は、第二次世界大戦後の東南アジアおよびその周辺地域における日本人の海外経験を扱った著作である。『残留兵士の群像——彼らの生きた戦後と祖国のまなざし』（以下、『残留兵士』）は戦後アジアに残留した日本軍人・軍属（台湾人日本兵を含む）に焦点を当て、『南方抑留——日本軍兵士、もう一つの悲劇』（以下、『南方抑留』）は連合軍によって抑留された日本軍人・軍属の経験を対象とする。

敗戦によって大日本帝国の枠組みが崩壊したとき、引き直された国境線の「外」には軍人・軍属と民間人を合わせて約660万人の日本人がいた。これらの多くは復員や引揚げというかたちで国境線の「内」へと戻っていくが、その過程で一時的に「外」に抑留された人たちがいた。また、さまざまな事情から「外」に残留した人たちもいた。

残留に関しては、横井庄一や小野田寛郎といった人物の物語が繰り返し語られ、日本社会における残留兵士像を形成してきた。しかし著者によれば、実際には1万人規模の残留兵士が存在したにもかかわらず、その像はせいぜい十数件程度の事例をもとに構築されたにすぎなかった。これに対して著者は100件に及ぶ残留の事例を掘り起こし、その多様な実態に迫る作業を重ねてきた〔林2012〕。

本稿で紹介する二冊はそうした研究の蓄積の上に成り立っている。『残留兵士』は、残留兵士が日本社会において特定の像として受け入れられてきた背景に迫る。そして対象を残留から抑留へと拡大したものが『南方抑留』である。

抑留に関しては、敗戦から帰還までの待機期間を含めるか、収容所に収容されて労働を強いられた場合に限定するかなど、抑留の捉え方や時期によって規模が異なる。ただし、後者の限定的な考えに立ったとしても、南方では1946年末に日本軍主力の送還が完了した後もなお約10万人がイギリス軍の管理下で復旧作業などに従事しており、抑留は残留と比べてはるかに規模が大きかった。

しかし南方における日本人の戦後経験への関心は主に戦犯問題や残留兵士に向けられ、抑留の経験は断片的にしか語られてこなかった。さらに言えば、これらの経験は東南アジア側の戦争の記憶とも十分に接続されておらず、日本と東南アジアのあいだで記憶のすれ違いが続いたまま今日に至っている。

こうした記憶の偏りや断絶に対して、『残留兵士』と『南方抑留』はそれぞれ異なる角度から応答を試みている。ただし両書は、制度や政策といった外在的な枠組みからではなく、個人の語りやそれをめぐる表象に寄り添いながら戦後経験を内部から捉え直そうとする点で共通している。こうした試みは、戦後経験を形づくる戦争経験が東南アジアでいかに語られ、それが日本との関係の中でどのように位置づけられてきたのかという問題とも深く関わっている。以下ではこの点に留意しつつ、両書が戦後経験をいかなる像として描こうとしているのかという観点から検討したい。

＊

『残留兵士』は、残留兵士を戦後史の周縁に置か